

閲覧用

令和3年度加美町農業委員会
第3回定例総会議事録

令和3年6月25日（金）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和3年度第3回定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年6月25日（金）午後1時32分～午後2時23分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（19名）

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	伊 藤 登 喜 子
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	千 葉 連 悦
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第7号	非農地証明書及び現況証明書の交付について
日程第5	報告第8号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第9号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	報告第10号	農地の利用変更届について
日程第8	議案第8号	加美農業振興地域整備計画の変更について
日程第9	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第10号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第11	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第12	議案第12号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大
農業委員会事務局主事	青 砥 沙 織

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第3回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時32分 開会〉

*事務局（嶋津寿則事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和3年度加美町農業委員会 第3回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（三浦泉会長） 令和3年度、加美町農業委員会 第3回定例総会にご出席、大変ご苦労様です。本日も慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は19名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 中村貴美子委員、16番 畠山智史委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 嶋津寿則君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第7号 非農地証明書及び現況証明書の交付について

*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第7号 非農地証明書及び現況証明書の交付について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第7号、非農地証明書及び現況証明書の交付について。
このことについて、別紙のとおり非農地証明願及び現況証明願があり、現地調査等による審査の結果、証明書を交付したので報告いたします。
令和3年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月は非農地証明願3件、現況証明願1件でございました。

《非農地証明》

報告書番号1

申請者 A氏 下狼塚字渡戸…番地…

所在地 下狼塚字渡戸…番…の畑

現況 宅地

面積 249㎡

昭和60年7月、農地法第5条転用許可を受け住宅を建設したが、地目変更登記を行わないまま現在に至る

報告書番号2

申請者 B社 菜切谷字山道三番…番地…

所在地 菜切谷字山道三番…番…の田 外1筆

現況 宅地

面積 合計981㎡

昭和62年10月、農地法第4条転用許可を受け大型車両駐車場を設置したが、地目変更登記を行わないまま現在に至る

報告書番号3

申請者 C氏 菜切谷字青木原…番地

所在地 菜切谷字青木原…番…の畑

現況 宅地

面積 1,890㎡

昭和60年4月、農地法第5条転用許可を受け畜舎を建設したが、地目変更登記を行わないまま現在に至る

《現況証明》

報告書番号4

申請者 D氏 四日市場字岡ノ内…番地

所在地 字赤塚…番…の田

現況 転作田

面積 86㎡

平成26年12月、農地法第5条転用許可を受け所有権を移転したが、駐車場を造成する計画が頓挫しそのまま自作地として耕作している為、再び農地とするもの

6月15日現地確認後 証明書を発行済

[以上4件の非農地証明書及び現況証明書交付について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、8番 今野委員。

*8番（今野修委員） 現況証明の件についてですが、申請地は中古車を展示している土地から分筆された土地だったのですか。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 中古車販売の経営をされているのもD氏なのですが、現在中古車を展示している土地と今回の申請地は、もともと水路で分断された別の土地でございました。施設拡張のために転用許可を受けましたが、計画が頓挫し今回の申請に至ったということです。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第7号を終了いたします。

日程第5 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（青砥沙織主事） 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和3年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は3件でございます。

報告書番号 1
貸人 E氏
借人 F氏
所在地 宮崎字新檀原…番の田 外 1 筆
面積 合計 4, 0 3 7 m²
基盤強化促進法

報告書番号 2
貸人 G氏
借人 H社
所在地 下新田字雷…番の田 1 筆
面積 3, 0 1 4 m²
基盤強化促進法

報告書番号 3
貸人 I氏
借人 J氏
所在地 字雁原…番…の田 1 筆
面積 7 9 4 m²
基盤強化促進法

[以上 3 件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 8 号を終了いたします。

日程第 6 報告第 9 号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第 6、報告第 9 号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第 9 号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和 3 年 6 月 2 5 日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は 1 件でございます。

報告書番号 1

営農型太陽光発電設備の設置(一時転用：10年間)

許可地 字新堀…番 外2筆

面積 9,185㎡のうち9.6㎡

令和3年4月30日完了

[以上1件の工事完了報告について説明]

*議長(三浦泉会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これにて報告第9号を終了いたします。

日程第7 報告第10号 農地の利用変更届について

*議長(三浦泉会長) 日程第7、報告第10号 農地の利用変更届について、事務局より報告いたします。

*事務局(畠山明大係長) 報告第10号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。

令和3年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地の利用変更届は1件でございます。

届出者 K氏

所在地 字照井浦…番… 外1筆

現況 田

面積 合計2,770㎡

盛土のうえ、畑地として利用

[以上1件の利用変更届について説明]

*議長(三浦泉会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これにて報告第10号を終了いたします。

日程第8 議案第8号 加美農業振興地域整備計画の変更について

*議長（三浦泉会長） 議事に入ります前に、説明者として加美町産業振興課 今野副参事兼農業振興係長に出席いただいておりますので、入室を許可いたします。

[産業振興課職員入室 午後1時43分]

*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第8号 加美農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第8号 加美農業振興地域整備計画の変更について。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和3年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

*議長（三浦泉会長） 変更内容につきましては、加美町産業振興課 今野副参事兼農業振興係長から詳細説明をしていただきます。

*産業振興課（今野歓大副参事） 産業振興課農業振興係の今野と申します。宜しくお願いたします。今回2件の案件につきまして概要をご説明させていただきます。

申請番号1

事業計画者	L氏	月崎字前屋敷…番地…	
土地所有者	M氏	月崎字堰合…番地	
	N氏	月崎字堰合…番地	
申請地	月崎字旭…番…	287㎡	
	月崎字旭…番…	78㎡	
	月崎字旭…番…	139㎡	…計504㎡
変更の目的	住宅建築用地		
全体計画面積	647㎡ うち月崎字前屋敷…番地…(96㎡) 月崎字旭…番…(47㎡)は農振農用地外		
建築及び工作物	居宅1棟	46.79㎡(木造平屋建)	
	物置1棟	1.89㎡	
	駐車場・庭等	598.32㎡	

事業計画者は、現在母親と弟夫婦と同居しております。弟夫婦には小学生の娘がおり、年齢・学業的にも個人の部屋が必要となっており、申請者が一部屋使用していることもあり手狭な状況となっている為、今後の弟家族のことを考え独立し、住居の建築を計画しているということでございました。そのようなことから、周辺等での宅地確保を検討していましたが適当な土地が見つからなかった為、地目が農用地であるものの、弟家族との交流や利便性がよい当該土地を選定したということでございます。

申請番号 2
事業計画者 O寺 字長清水大西…番地
土地所有者 P氏 仙台市泉区南中山三丁目…番地の…
申請地 字法昌寺前…番 391㎡
変更の目的 駐車場整備
全体計画面積 391㎡
建築及び工作物 砂利敷 駐車場 391㎡

近年法要等で訪れる方々が車ででの来院が多くなり、寺院横に整備している駐車場はありますが、多い時には道路等への駐車も見られ改善が必要であったということでございます。そのようなことから土地の選定を行っていたところ、寺院に隣接する土地所有者より寄付の申し出があり、地目が農用地ではあるものの利便性や他の宅地等での確保が難しい為、当該土地を選定したものでございます。

[以上2件の整備計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 農業生産状況はなしとなっておりますが、現状はどうなっているのですか。

*議長（三浦泉会長） では産業振興課。

*産業振興課（今野歓大副参事） 今回の案件2件とも、作付はしておりません。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、16番 畠山委員。

*16番（畠山智史委員） O寺に隣接した土地を今回寄付されるということですが、所有者の方はもともと仙台にお住まいだったのですか。

*議長（三浦泉会長） では産業振興課。

*産業振興課（今野歓大副参事） 詳細までは確認しておりませんが、P氏のご実家が長清水だということで相続を受けられたそうです。ただお住まいは現在仙台市ということもあり、なかなか農業を営んでいくことは難しいことから遊休農地となって

おりましたが、今回駐車場整備ということで檀家の一員として、こちらの土地を寄付したいと申し出をされたという経緯でございました。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑がないようですから、これで審議を終わります。採決前に、今野副参事には退席いただきます。

[産業振興課職員退室 午後 1 時 5 1 分]

*議長（三浦泉会長） これより議案第 8 号 加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 加美農業振興地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに決定いたしました。

日程第 9 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第 9、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和 3 年 6 月 2 5 日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件でございます。

申請番号 1

渡人 G 氏

受人 Q 氏

申請地 下新田字雷の田 1 筆

面積 3, 0 1 4 m²

耕作者へ売買するもの

売買金額 総額…万円

申請番号 2
渡人 R氏
受人 S氏
申請地 字下野目雷南の田 1筆
面積 117㎡
耕作者へ売買するもの
売買金額 総額…万円

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、5番 杉村昭宏委員 お願いします。

*5番（杉村昭宏委員） 令和3年6月20日、譲渡人のG氏には電話にて、譲受人のQ氏には直接自宅に伺いまして聴取り調査を行いました。また翌日の21日に大野推進委員と現地の圃場を確認いたしました。譲渡人のG氏はT社に貸付けをしており、Q氏がT社から受けて耕作していたということですが、今回売買の話がありまして耕作者であるQ氏が総額…万円で譲り受けるというような内容でございます。聴取り調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。

*議長（三浦泉会長） 次に申請番号2番について、18番 伊藤登喜子委員 お願いします。

*18番（伊藤登喜子委員） 令和3年6月13日に、私、藤原推進委員と申請者お二方に現地でお会いしました。申請地は下野目のU(施設)の裏地に位置しており、小川改修の際に川の南側に残った土地で、以前の所有者と一緒に耕作していた土地でありました。今回S氏が、この土地をR氏より買い求めたということでございます。申請者と共に現地において聴取り調査・現地確認を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第10 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請人 I氏 字西町…番地…

申請地 字雁原…番…

面積 794㎡

申請事由 共同住宅敷地

事業資金 自己資金…万円 借入金…万円

事業計画 令和3年6月25日着工予定 / 令和4年2月28日完成予定

申請地は加美町役場の東約1.2kmに位置し、中新田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、12番 佐々木照義委員お願いします。

*12番（佐々木照義委員） 令和3年6月15日、小山委員、私、山本委員、嶋津局長、畠山係長の5名にて現地調査を行いました。申請地の隣地には田んぼがございますが周辺はほとんど住宅地であります。盛土を行いますが土砂の流出を防ぐ為に土留めを設置するという事とございました。雨水は隣接する既設水路に放流し、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 共同住宅の建築というとな法人で契約することが多いですが今回、自己資金・借入金の金額が大きいですけれど、I氏個人の名義で建設するのですか。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 上物については建設業者に建設等、依頼されていると思いますが、あくまで4条での申請ですので、土地も建物もI氏個人の所有ということになります。

*7番（三嶋秀二郎委員） わかりました。それからもう1点、被害防除計画のところに「許可後周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼした時は、責任をもって対処する」とありますが、これは誓約書か何か取ってあるのですか。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 誓約書までは取っておりませんが、近隣に被害が及ばないようというところは絶対条件でありますので、それを以て申請というようになります。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第 1 1 議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

*議長(三浦泉会長) 日程第 1 1、議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(畠山明大係長) 議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和 3 年 6 月 2 5 日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件でございます。

申請番号 1

渡人 V 氏 字長清水南…番地

受人 O 寺 字長清水大西…番地

申請地 字長清水大西…番… 外 1 筆

面積 合計 2 3 9 m²

申請事由 寄付による駐車場の設置

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和 3 年 7 月 1 日着工予定 / 令和 3 年 7 月 3 1 日完成予定

申請地は加美町役場小野田支所の西北西約 4. 1 8 k m に位置し、周辺の農地と「おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されることから、第 1 種農地と判断いたしました。譲受人の O 寺が寄付を受け駐車場を設置するもので、用途が隣接する墓地の駐車場であり、既存施設の二分の一を超えない拡張の為やむを得ないと判断しました。

申請番号 2・3

渡人 M 氏 月崎字堰合…番地

N 氏 月崎字堰合…番地

受人 W 氏 月崎字前屋敷…番地…

申請地 月崎字前屋敷…番… 外 3 筆

面積 合計 6 6 4 m²

申請事由 売買による駐車場等の設置

譲受人の母が平成 6 年頃から駐車場と簡易倉庫を設置し現在に至っております。譲受人の兄弟が申請地の隣地に住宅建設を考え土地の権利関係を調査したところ、申請地の所有権が移っていないことが判明したものであります。譲受人の母から始末書の提出がでございます。

申請地は加美町役場小野田支所の南東約 1. 7 k m に位置し月崎集落内に介在している農地で、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。用途が宅地の拡張であり、申請地周辺においても第 3 種農地はなく、他に申請者が該当目的に使用することが可能な土地がないことからやむを得ないと判断いたしました。

申請番号 4

渡人 M氏 月崎字堰合…番地

受人 X氏 同上

申請地 月崎字地蔵…番… 外1筆

面積 合計1,543㎡

申請事由 使用貸借による農業用施設用地

事業資金 自己資金…万円 借入金…万円

事業計画 令和3年6月25日着工予定 / 令和3年10月1日完成予定

申請地は加美町役場小野田支所の南東約1.5kmに位置する農振農用地区域内の農地であります。譲渡人の子である譲受人が申請地を無償で借り、倉庫と格納ハウスを設置するものでございます。居宅周辺においても、所有する第2種・第3種農地はなく、山林も検討しましたが騒音や埃で近隣住宅に迷惑がかかる為、申請地が最適と判断選定されました。農業振興地域整備計画の変更申請を行い、農用地を農業用施設用地に変更しており、用途が農業用施設に該当することからやむを得ないと判断しました。

[以上4件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、12番 佐々木照義委員お願いします。

*12番（佐々木照義委員） 令和3年6月15日、小山委員、私、山本委員、嶋津局長、畠山係長の5名にて現地調査を行いました。

申請番号1番につきましては、現在奥のほうにお寺の敷地があり、そこを駐車場とする為に、この手前の土地が必要であるということでした。盛土は行なわず砂利敷きにし、雨水は自然浸透のため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

続きまして申請番号2番と3番についてですが、仮登記した際に転用の許可が下りているものだと思っていたそうで現在に至っております。現在盛土は既に行われ擁壁で土砂の流出も抑えられております。雨水は自然浸透、もしくは既設水路に放流するため支障はなく、許可相当と判断をいたしました。

続きまして申請番号4番について、自宅の隣地に畑や山林があるのですが、隣に別の住宅があり、その土地に乾燥施設を設置するとゴミや騒音等が問題になってくるといことから今回の申請地を選定されております。申請地は若干の盛土を行い雨水は既設水路に放流し、他農地への土砂の流出がないように適切に対処するというものでございました。尚この土地は、予定としては令和5年から基盤整備予定地となっておりますが、土地改良区とも話しをいたしまして問題はないとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、16番 畠山委員。

*16番（畠山智史委員） 月崎のM氏についてですが、月崎には農事組合法人がございますよね。こちらの方は構成員になっているのか、それとも個人で農業をされているのかお伺いします。

*議長（三浦泉会長） では佐々木委員。

*12番（佐々木照義委員） M氏は、さくらファームの構成員にはなっておりません。個人で農業をやっております。

*16番（畠山智史委員） 合わせてお聞きします。政策金融公庫からの借入金として…万円の大金を借入れての設備投資ということになりますが、こちらのX氏は、どのくらいの経営規模で、こういったことをされているのでしょうか。

*議長（三浦泉会長） では佐々木委員。

*12番（佐々木照義委員） 大体の把握にはなりますが、X氏は10町歩以上は耕作されております。ほとんどが水稻ですが、転作でネギや大豆も耕作されているようです。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第12 議案第12号 農用地利用集積計画の審査について

*議長(三浦泉会長) 日程第12、議案第12号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(青砥沙織主事) 議案第12号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和3年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買2件・賃貸借26件・使用貸借13件でございます。

申請番号1

渡人 Y氏
転貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
受人 Z社
申請地 字鹿原久保田の田 外31筆
面積 合計42,426㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号2番～33番

Z社へ農地中間管理事業を活用し貸出しするもの
人数23名 面積444,248㎡

申請番号34

渡人 a氏
転貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
受人 b社
申請地 下多田川字鹿野原の田 2筆
面積 合計1,982㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号35

渡人 c氏
転貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
受人 d社
申請地 宮崎字屋敷七番の田 外9筆
面積 合計12,511.08㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号36番～38番

d社へ農地中間管理事業を活用し貸出しするもの

申請番号39番から41番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上41案件で、田340筆・畑39筆 面積476,046㎡。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上41件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第12号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は申請番号1番から33番について、4番 畠山義信委員です。

4番 畠山義信委員は審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時20分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号1番から33番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第12号 申請番号1番から33番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第12号 申請番号1番から33番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、4番 畠山義信委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時21分]

*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号34番から41番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

* 7 番（三嶋秀二郎委員） 申請番号 37 番・38 番について、渡人が 96 歳と高齢ですが、亡くなった場合その後の契約はどのようになりますか。

* 議長（三浦泉会長） では事務局。

* 事務局（青砥沙織主事） 農地中間管理事業を活用しての貸出しとなっておりますが、死亡後相続人が決まれば、相続された方が農地中間管理事業でお手続きをして、そのまま継続し残りの期間を貸出すというかたちになります。

* 7 番（三嶋秀二郎委員） 相続されない場合はそのままですか。

* 事務局（嶋津寿則事務局長） 相続されない場合は期限がございますので、期限後は契約できないということになります。期限内であればそのまま継続して契約ということになりますが、次の契約の際はきちんと相続された方の手続きが必要になります。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 12 号 申請番号 34 番から 41 番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

* 議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和 3 年度第 3 回 加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後 2 時 23 分 閉会〉

この議事録は、事務局長 嶋津寿則が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年6月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 中 村 貴 美 子

署名委員 畠 山 智 史